

平成 28 年 9 月 30 日

各 位

昭和ホールディングス株式会社
(コード番号 5103 東証第二部)
代表取締役 CEO 此下 竜矢
代表取締役社長 重田 衛
問合せ先
取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

筆頭株主からの報告と当社見解

～当社元取締役への損害賠償請求訴訟(控訴審)の判決について～

この度、当社筆頭株主 A. P. F. Group Co., Ltd.の代表者であり、当社取締役会長である此下益司氏から、当社元取締役であり且つ当社元持分用適用関連会社の取締役であった藤原幸弘氏に対し提起していた、業務上横領及び背任行為に基づく損害賠償請求訴訟の控訴審において、原審に引き続き控訴審でも勝訴をしたとの報告がありました。判決につきましては、原審を不服とした藤原幸弘氏の主張が全面的に排斥される内容で、藤原幸弘氏が行っていた不法行為を認定し、原審判決を上回る賠償金の支払いを命じるものです。

当該裁判の過程でも、藤原幸弘氏は、混乱に乗じ自らが行っていた数々の不法行為を隠蔽することを目的として、当社及びグループ各社を含めました筆頭株主の関連会社等の信用を貶めるような虚偽の言動を社内外で触れ回っていたことが明らかになっております。

藤原幸弘氏は、2010年頃から、当社グループ内の一部従業員及び、取引先並びに金融機関等に対して、当社等の経営状況を不安視させ、またはあたかも当社等が不法行為を行っているかのような虚偽の話を流布しており、現在でもこれらの情報についてインターネット上で引用される様子が度々見受けられます。このような同氏の行為により、当社等は様々な点で悪影響を受けていると考えております。

当社といたしましては、藤原幸弘氏は、当社の元取締役であり且つ当社持分法適用関連会社の取締役であったこともあり、この経歴も利用しながら、虚偽情報を拡散していた事実もありますので、関係する皆様にご心配をおかけしたことについてお詫びをさせていただくと同時に、彼等の行為や言動については、当社としては一切の責任を負いかねるものであることをお知らせさせていただきます。

1. 訴訟の概要

原告	A. P. F. アセットマネジメント株式会社他
被告	藤原 幸弘
判決日	2016年(平成28年)9月1日
提起した裁判所	大阪高等裁判所
提訴内容	藤原幸弘氏の行った横領・背任行為に伴う損害の賠償請求

2. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、原告らから藤原氏に対し金銭的賠償を求め、勝訴したものでありますので、当社等及びグループ各社の業績に与える影響はありません。

原告の代表者でもある此下益司氏からは、多くの人を惑わせ会社にも直接的に被害を負わせている藤原氏の行為や言動は決して許されざるものであり、今般、藤原氏の不正行為が改めて裁判所により認定されたことを踏まえて、強制執行により民事上の責任追及することはもとより、告訴により刑事責任も徹底的に追及するとの報告を受けております。関係各社もこれに賛同し、協働して藤原氏の民事上刑事上の責任を追及するとのことです。また、藤原氏と行動を共にして虚偽情報を触れ回る者に対しても毅然とした対応をとるとの報告を受けております。当社グループの株主の皆様、取引先の皆様、従業員等当社グループに関係する者も被害を受けているという実情もありますので、当社も可能な限り協力をして参りたいと考えております。

当社等といたしましては、これまでもこれからも全社一丸となってグループ全事業の業績の伸長、及び、企業価値の向上に最善を尽くすことをお約束すると同時に、不法行為により、当社等の健全な経済活動及び、株主の皆様や従業員、取引先の利益を損ねる者に対しては、例外なく、引き続き毅然とした対応をとってまいりますので、何卒ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。

以上